

小千谷市脱炭素設備導入促進補助金 よくある質問 Q & A

令和6年4月

<補助対象要件について>

- 1 現在、小千谷市外に住所があって、転入を予定していますが、補助の対象となりますか？**
市外在住の方でも補助対象となります。ただし、実績報告書の提出時までに小千谷市に住民登録をしていただく必要があります。
- 2 補助金の申請前に設備の設置工事をした場合は、補助の対象となりますか？**
対象にはなりません。補助金を受給するためには、設備の設置工事の着手の前に、市から交付決定を受ける必要があります。交付決定通知書受領後に着手してください。
- 3 年度内に工事が完了しなくても大丈夫ですか？**
工事が完了し、3月末日までに実績報告書を提出する必要があります。交付決定を受けた工事が完了せず、3月末日までに実績報告書が提出できない場合は、交付決定を取り消すこととなります。
- 4 設備の入れ替えをしたいのですが、補助の対象になりますか？**
過去にこの補助金の交付を受けていなければ、補助対象となります。ただし、設備の入れ替えにかかる費用のうち、既存設備の撤去・処分費用は補助の対象なりません。
- 5 購入する建売物件に補助対象設備が設置してある場合は、補助の対象となりますか？**
すでに設備が設置済みの建売物件を購入する場合は、補助の対象なりません。
- 6 複数の補助対象設備を同時に設置する場合、補助金額はどのようになりますか？**
複数の異なる補助対象設備を同時に設置する場合は、補助金額を合算できます。補助金額は、設備ごとに補助金額を算出したうえで、合算した金額となります。
ただし、「太陽光発電設備（上限 20 万円）」と、「太陽光発電設備・蓄電池（同時設置で上限 30 万円）」の併用はできません。
- 7 国や県などの他の補助金と併用して受給することはできますか？**
併用可能です。併用される場合は、国や県などの補助金額が分かる書類（交付決定通知書など）を添付してください。

<交付申請手続きについて>

- 8 位置図はどのようなものを用意すればよいですか？**
設備を設置する住宅・事業所の場所が分かる地図（住宅明細図やインターネット掲載の地図など）を提出してください。
- 9 新築の場合は、見積書をどのように準備すればよいですか？**
補助対象設備の設置にかかる経費内訳書または見積書を作成してください。
- 10 新築の場合は、工事予定期間をどのように記載すればよいですか？**
補助対象設備の設置にかかる予定期間としてください。
- 11 市町村税を滞納していない証明書は、納税証明書でよいですか？**
納税証明書（税目ごとの納税内容を証明するもの）では受付できません。滞納がないことの証明書を取得してください。なお、小千谷市に住所がある方は、交付申請書の同意欄（市が保有する情報を利用することに関する同意）に署名すれば、証明書を添付する必要はありません。

12 設備設置の施工業者が申請手続きの代行をすることはできますか？

施工業者による代行も可能です。代行で申請される場合は、申請内容を施工業者と十分に調整のうえ、手続きを行ってください。

13 補助金の交付決定はいつ頃になりますか？

申請書類に不備がなければ、交付申請書受理後おおむね2週間程度で交付決定通知書を送付します。

<太陽光発電設備について>

14 住宅に隣接する倉庫や車庫に太陽光発電設備を設置したいのですが、補助の対象になりますか？

対象になります。ただし、発電した電力を自己の住宅または事業所に供給することが条件となります。

15 リースや PPA（電力販売契約）により太陽光発電設備を設置したいのですが、補助の対象になりますか？

対象にはなりません。

16 全量売電する場合は、補助の対象になりますか？

対象にはなりません。全量自家消費する場合またはその余剰電力を売電する場合のみが対象となります。

<蓄電池設備について>

17 蓄電池設備を単独で設置する場合は、補助の対象になりますか？

対象にはなりません。太陽光発電設備と同時に設置した場合のみ補助対象となります。

18 すでに太陽光発電設備を設置済みですが、蓄電池設備を追加で設置する場合、補助の対象になりますか？

対象にはなりません。太陽光発電設備と同時に設置した場合のみ補助対象となります。

19 可搬型の蓄電池は補助の対象になりますか？

可搬型は対象にはなりません。定置型のみが対象となります。

<実績報告手続きについて>

20 実績報告書の提出はいつまでですか？

事業完了日（設置工事が完了し、支払が終わった日）から1か月以内をめどに、速やかに提出してください。